

## ノミニー株主及び業務執行を支配する個人に関する新しい企業情報開示

シンガポール会社、外国会社及び有限責任パートナーシップ（LLP）は、2022年12月5日までに、実質的支配者に関する透明性向上のための新ルールを遵守するため、新しい名簿を整備（及び既存の名簿を拡充）する必要がある。

### 概要

- 新たにノミニー株主名簿の備置きが義務化
- 実質的支配者（registrable controller）が存在しない場合に実質的支配者名簿において業務執行支配者（executive controller）の開示を義務付ける新規制の導入

2022年10月4日の企業登録簿（各種改正）法（[Corporate Registers \(Miscellaneous Amendments\) Act 2022](#)）の施行に伴い、1967年会社法（[Companies Act 1967](#)）及び2005年有限責任パートナーシップ法（[Limited Liability Partnerships Act 2005](#)）が改正され、ノミニー株主及びそのノミニー指名者、並びに会社の常務について「業務執行支配力」（executive control）を有する個人に対して、新たな開示義務が課されることとなった。

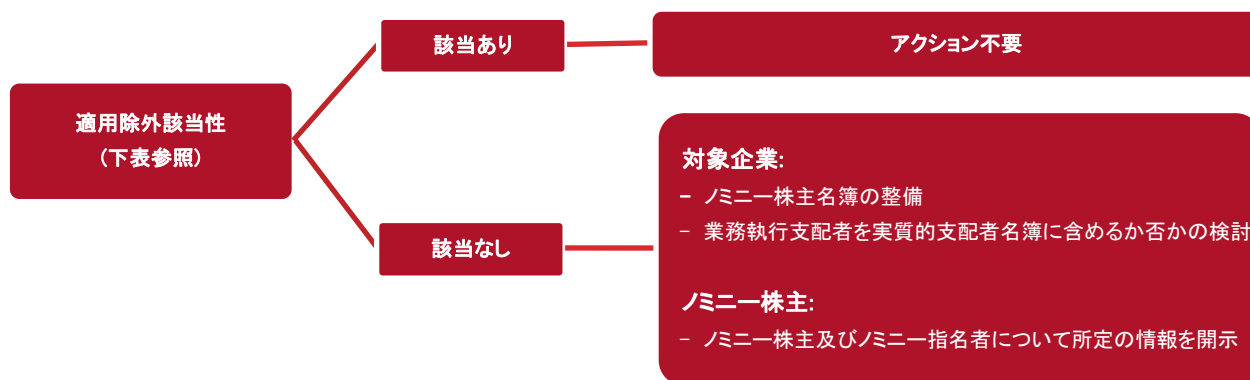
これにより、シンガポールで設立された会社、外国会社及びLLP（「対象企業」）の透明性確保と実質的所有権に関するシンガポール法制は、金融活動作業部会（FATF）が定める国際基準への適合性がさらに向上することとなった。

以下では、かかる改正動向を踏まえ、各企業において推奨されるアクションを概説する。

### Contents

- 推奨されるアクション
- 一般的な適用除外
- ノミニー株主名簿
- ノミニー指名者に係る開示事項
- 実質的支配者名簿

### 推奨されるアクション



期限は2022年10月4日から60日以内とされているため、下表のとおり、全ての対象企業はコンプライアンスに向けた準備を開始する必要がある。

対象企業（適用除外に該当する場合を除く）	2022年12月5日までに実施すべきアクション
シンガポールで設立された株式会社	ノミニー株主名簿の整備
シンガポールに支店を有する外国株式会社	取締役や最高経営責任者（CEO）を業務執行支配者として実質的支配者名簿に記載するか否かを検討



対象企業（適用除外に該当する場合を除く）	2022年12月5日までに実施すべきアクション
以下のいずれかの会社のノミニー株主 <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールで設立された株式会社</li> <li>シンガポールに支店を有する外国株式会社</li> </ul>	自己及びノミニー指名者に関する所定の情報を、会社又は外国会社及びその申請代理人（filing agent）に提供
LLP	業務執行支配力を有するパートナーを実質的支配者名簿に記載するか否かを検討

## 一般的な適用除外

対象企業は、まず、以下のような適用除外のカテゴリーに該当するか否かを検討する必要がある。

- 同種の開示規制の対象となっている場合
- マネーロンダリング及びテロ資金供与に利用されるリスクが低いと考えられる場合

シンガポール会社	外国会社	LLP
(a) シンガポールの承認された証券取引所に株式を上場している上場会社 (b) シンガポールの金融機関 (c) シンガポール政府の完全子会社 (d) 公益目的のため公法に基づき設立された公的機関の完全子会社 (e) 上記(a)から(d)までのいずれかの会社の完全子会社 (f) シンガポール以外の国又は地域の証券取引所に株式を上場している会社であって、以下のいずれの規制にも服するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>情報開示規制</li> <li>証券取引所規則、法律又はその他の強制力のある手段によって課される、実質的所有者のための適切な透明性確保に関する規制</li> </ul>	(a) シンガポールの承認された証券取引所に株式をプライマリー上場している外国会社 (b) シンガポールの金融機関 (c) 上記(b)の完全子会社 (d) シンガポール以外の国又は地域の証券取引所に株式を上場している外国会社であって、以下のいずれの規制にも服するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>情報開示規制</li> <li>証券取引所規則、法律又はその他の強制力のある手段によって課される、実質的所有者のための適切な透明性確保に関する規制</li> </ul>	(a) シンガポールの金融機関である LLP (b) 以下のパートナーのみで構成される LLP <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) シンガポールの承認された証券取引所に株式を上場している上場会社</li> <li>(ii) シンガポールの金融機関</li> <li>(iii) シンガポール政府の完全子会社</li> <li>(iv) 公益目的のため公法に基づき設立された公的機関の完全子会社</li> <li>(v) 上記(i)から(iv)までのいずれかの会社の完全子会社</li> <li>(vi) 上記(ii)に当たる外国会社の完全子会社である外国会社</li> <li>(vii) シンガポール以外の国又は地域の証券取引所に株式を上場している会社又は外国会社であって、以下のいずれの規制にも服するもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>情報開示要件</li> <li>証券取引所規則、法律又はその他の強制力のある手段によって課される、実質的所有者のための適切な透明性確保に関する規制</li> </ul> </li> </ul>

上記リストは一般的な適用除外のカテゴリーを示したものであり、当事務所は、企業グループ内のシンガポール現地法人が適用除外に該当するか否か、また、適用除外に該当する場合にはその根拠等について、想定に応じた個別アドバイスを行っている。

また、ある企業がノミニー株主名簿又は実質的支配者名簿の整備義務に関して適用除外に該当する場合であっても、当該企業自身が他の（適用除外に該当しない）対象企業の実質的支配者又はノミニー株主であるときは、当該企業は、当該（適用除外に該当しない）対象企業の実質的支配者名簿又はノミニー株主名簿に所定の情報を提供しなければならない、その意味で適用除外の対象とならないことに留意が必要である。

## ノミニー株主名簿

ノミニー株主名簿の備置義務は、以下の各企業に適用される。

- 適用除外に該当しないシンガポールで設立された株式会社
- シンガポールに支店を有する、適用除外に該当しない外国株式会社

これらの会社には以下の義務が課されることとなる。



- 会社のノミニー株主のノミニー指名者に関する所定の情報が記載されたノミニー株主名簿を備え置く義務
- ノミニー株主名簿の記載事項に係る変更を知った時から7日以内に当該ノミニー株主名簿を変更する義務
- 会計企業規制庁（ACRA）又は公的機関から請求された場合には、当該名簿及び関連書類を提出する義務

ノミニー株主には、自己がノミニー株主である旨を当該会社に通知し、かつ、自己のノミニー指名者に関し、所定の情報を所定の期限内に会社に提供することが義務付けられる。

ノミニー株主は、以下のいずれにも該当する株主と定義されている。

- 自己が株主として登録されている会社の株式について、他の者の指示、命令、要望に従って議決権を行使することが慣例となっている、又はそのような議決権行使をすることが公式若しくは非公式の義務となっている株主
- 自己が株主として登録されている会社の株式について、他の者に代わって配当を受領する株主

当事務所のコーポレートサービス部門である Abogado Pte Ltd は、年額手数料 500 米ドルにて、クライアント企業のノミニー株主名簿の作成、管理及び変更をサポートしている。

対象企業及びノミニー株主に課せられる義務、並びにそれぞれの期限については、下表のとおり整理した。

企業のカテゴリー	義務の内容	期限
対象企業	2022 年 10 月 4 日以降、ノミニー株主名簿を維持する。 ノミニー株主から受領した情報（アップデートを含む。）をのミニー株主名簿に記載する。 対象企業がノミニー株主から情報を受領していない場合には、その旨を記載する。	以下の各情報を受領してから7日以内 - ノミニー指名者に関する所定の情報 - アップデート情報 - 株主がノミニーでなくなった旨の通知
	正確な（例えば以下のような）証憑書類を維持することにより、ノミニー株主名簿が最新の内容に保たれているとの信頼性を確保する。 - （個人の場合）シンガポール国籍又はシンガポール永住権を有するノミニー指名者の NRIC の写し - （外国籍の個人の場合）パスポートの写し及び居住地を確認できる書類（例：公共料金の請求書等） - （法人の場合）ノミニー指名者に係る法人設立地の登録証明書の写し、又は、ノミニー指名者がシンガポールで登録されていない外国法人の場合、ノミニー指名者の登録住所を確認できる書類（例：公共料金の請求書等） - その他、ノミニー指名者に関する事項をノミニー株主名簿に追加する原因となった、ノミニー株主から受領した情報の記録（例：電子メール、手紙等）	
	ノミニー株主名簿を、電子的記録又はハードコピーの形式により、機密情報として、次の各場所において保管する。 - 登録上の事務所 - 対象企業が任命した申請代理人の登録上の事務所	
	ACRA 及び以下の公的機関の要請に応じて、ノミニー株主の名簿を公開し、添付書類を提出する。 - シンガポール警察庁（Singapore Police Force） - 同庁商務部（Commercial Affairs Department） - 汚職調査局（Corrupt Practices Investigation Bureau） - シンガポール内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore）	



企業のカテゴリ	義務の内容	期限
ノミニー株主	ノミニー株主であることを対象企業に通知し、ノミニー株主に関して所定の情報（下記参照）を対象企業に提供する。	既存のノミニー株主 - 2022年10月4日から60日以内 今後ノミニー株主となる者 - ノミニーになった時から30日以内
	ノミニー株主の地位の終了及び/又はノミニー株主に係る情報のアップデートについて、対象企業に通知する。	当該終了又は変更後30日以内

## ノミニー指名者に係る開示事項

ノミニー株主は、自己のノミニー指名者に関し、所定の情報を対象企業に提供する必要がある。

ノミニー指名者が個人の場合	ノミニー指名者が法人の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名（フルネーム）</li> <li>別名、通称（もしあれば）</li> <li>居住地住所</li> <li>国籍</li> <li>IDカードの番号又はパスポート番号</li> <li>生年月日</li> <li>自己が当該個人のノミニーになった日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の名称</li> <li>ACRA 又は当該法人の設立地における登録機関から発行された固有の法人番号</li> <li>登録された事務所の住所</li> <li>法人形態</li> <li>法人設立地と設立の根拠法令</li> <li>法人設立地の法人登録簿の名称（該当する場合のみ）</li> <li>法人設立地の法人登録簿に登録されている法人識別番号又は登録番号（該当する場合のみ）</li> <li>自己が当該法人のノミニーとなった日</li> </ul>

## 実質的支配者名簿

適用除外に該当しない全ての対象企業は、2017年3月31日以降、対象企業に対する「重要な利害関係」（significant interest）又は「重要な支配力」（significant control）を有する個人又は法人に関して必要事項を記載した実質的支配者名簿を維持することが求められており、かつ、当該実質的支配者は、対象企業の直接及び間接の株式保有関係を遡って登録することが必要となっている。

2022年10月4日改正前は、取締役（LLPの場合はパートナー）は、その地位にあること自体を理由に、当該企業に対する重要な影響力や支配力を実際に行使している、又は行使する権利を持っているとみなされることはなかった。

しかしながら、対象企業は、2022年10月4日以降、実質的支配者名簿に関して次の追加的措置を講じる必要がある。

問題となる場面	2022年12月5日までに行うべきアクション
登録すべき実質的支配者を一人も特定できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高経営責任者（CEO）が実質的支配者に該当するとして、CEOに係る所定の情報を実質的支配者名簿に記載する。</li> <li>自社の取締役が業務執行支配力を有するか否かを検討する。 支配力ありと判断される場合には、実質的支配者名簿に当該取締役に関する必要事項を記載する。</li> <li>LLPSの場合、パートナーがLLPの業務執行支配力を有するか否かを検討する。</li> </ul>

会社である対象企業に関して、取締役又はCEOを実質的支配者として開示する旨を決定する場合の根拠をより明確に判断するための情報を、以下のとおり比較表の形で整理した。



実質的支配者の特定	取締役又は CEO を実質的支配者として開示する根拠	「支配」(control) の定義及び具体例
対象企業において実質的支配者が特定される場合	重要な影響力又は支配力 (significant influence or control) を有すること	取締役 (又は類似の役割を有する個人) が、(i) 重要な資産 (例えば、重要な知的財産権) を所有し、かつ/又は、(ii) 対象企業の事業運営にとって重要な関係を有している場合において、こうした追加的な力を利用して、当該取締役又は個人が対象企業の事業運営に関する重要な決定に影響を与えるとき、当該取締役は、例外的に、実質的支配者として認定される可能性がある。
対象企業において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実質的支配者が存在しない</li> <li>又は</li> <li>● 実質的支配者を特定することができない場合</li> </ul>	業務執行支配力 (executive control) を有すること	<p>取締役が上級管理職として対象企業の常務を業務としている場合において、業務執行支配力を行使し、以下のような意思決定を行う権限又は権能を有しているときは、当該取締役は業務執行支配力を有しているものとみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社の事業の全部又は重要な一部に影響を与えるもの (例：重要な契約の締結、主要な従業員の任用等)</li> <li>- 対象企業の財務状況に重大な影響を与えるもの (例：対象企業のために多額の融資を受けること、対象企業の重要な資産の管理等)</li> </ul> <p>CEO とは、名称の如何を問わず、対象企業に直接雇用され、又は対象企業のために、若しくは対象企業との取決めに基づいて行動し、かつ、対象企業の事業の全部又は一部の経営及び遂行について主たる責任を負っている、あらゆる人物を指す。</p>

業務執行支配力の開示規制を遵守するため、対象企業は実質的支配者名簿に以下の項目を記載する必要がある。

実質的支配者名簿への記載の種類	記載すべき事項	期限
「業務執行支配者」に関する注記	<p>以下について注記する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 対象企業が以下のいずれかの事実を認識し、又はその存在を信じるに足りる合理的な根拠があること <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象企業に実質的支配者が存在しないこと</li> <li>● 対象企業に実質的支配者は存在するものの、実質的支配者を特定できていないこと</li> </ul> </li> <li>- 対象企業に対して業務執行支配力を有する各取締役及び各 CEO が、全員、実質的支配者であるとみなされること</li> </ul>	<p>重要な利害関係又は重要な支配力を有する実質的支配者を特定できない対象企業は、<b>2022 年 12 月 5 日</b>までに、その旨を注記するとともに、業務執行支配力を有する各取締役及び各 CEO について必要事項を記載しなければならない。</p> <p>また、それ以降、全ての対象企業は、以下の対応を継続的に行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 対象企業が以下のいずれかを行った日から 2 営業日以内に、実質的支配者名簿に注記及び必要事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象企業に実質的支配者が存在しないこと、又はそのように信じるに足りる合理的な根拠があること</li> <li>● 1967 年会社法第 386 条 AG 第 1 項が要求する合理的な措置を講じたにもかかわらず、実質的支配者を特定することができないと判断したこと</li> </ul> </li> <li>- 対象企業が記載事項の変更を知った日、又は記載事項が変更されたと信じるに足りる合理的な根拠が生じた日から 2 営業日以内に実質的支配者名簿を変更する。</li> </ul>
業務執行支配力を有する各取締役及び各 CEO に関する記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 氏名 (フルネーム)</li> <li>- 別名、通称 (もしあれば)</li> <li>- 居住地住所</li> <li>- 国籍</li> <li>- ID カードの番号又はパスポート番号</li> <li>- 生年月日</li> <li>- 業務執行支配力を有する取締役又は CEO が対象企業の実質的支配者であるとみなされた日</li> <li>- 業務執行支配力を有する取締役又は CEO が対象企業の実質的支配者ではなくなったとみなされた日 (該当する場合のみ)</li> </ul>	
「実質的支配者」に関する注記	対象企業が、その後、実質的支配者に係る必要事項を実質的支配者名簿に記載する場合には、それと同時	記載事項の確認後、2 営業日以内



実質的支配者名簿への記載の種類	記載すべき事項	期限
	に、以下の注記を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"><li>- 業務執行支配力を有する各取締役及び各 CEO が、対象企業の実質的支配者とみなされなくなる</li><li>- 実質的支配者に係る必要事項が実質的支配者名簿に記載された日</li></ul>	

ACRA は、実質的支配者名簿を更新しなかった場合には、刑事訴追され、最高 5,000 シンガポールドルの罰金を科される可能性がある」と警告している。

### Contact Us



**Andrew Martin**  
Principal, Singapore  
[Andrew.Martin@bakermckenzie.com](mailto:Andrew.Martin@bakermckenzie.com)



**Min-tze Lean**  
Principal, Singapore  
[Min-tze.Lean@bakermckenzie.com](mailto:Min-tze.Lean@bakermckenzie.com)



**Lathika Pillay**  
Senior Manager, Singapore  
[Lathika.Pillay@bakermckenzie.com](mailto:Lathika.Pillay@bakermckenzie.com)



**Seiji Tomimoto**  
Partner, Tokyo  
[Seiji.Tomimoto@bakermckenzie.com](mailto:Seiji.Tomimoto@bakermckenzie.com)



**Masayoshi Kobayashi**  
Associate, Tokyo  
[Masayoshi.Kobayashi@bakermckenzie.com](mailto:Masayoshi.Kobayashi@bakermckenzie.com)

© 2022 Baker & McKenzie. **Ownership:** This site (Site) is a proprietary resource owned exclusively by Baker McKenzie (meaning Baker & McKenzie International and its member firms, including Baker & McKenzie LLP). Use of this site does not of itself create a contractual relationship, nor any attorney/client relationship, between Baker McKenzie and any person. **Non-reliance and exclusion:** All information on this Site is of general comment and for informational purposes only and may not reflect the most current legal and regulatory developments. All summaries of the laws, regulation and practice are subject to change. The information on this Site is not offered as legal or any other advice on any particular matter, whether it be legal, procedural or otherwise. It is not intended to be a substitute for reference to (and compliance with) the detailed provisions of applicable laws, rules, regulations or forms. Legal advice should always be sought before taking any action or refraining from taking any action based on any information provided in this Site. Baker McKenzie, the editors and the contributing authors do not guarantee the accuracy of the contents and expressly disclaim any and all liability to any person in respect of the consequences of anything done or permitted to be done or omitted to be done wholly or partly in reliance upon the whole or any part of the contents of this Site. **Attorney Advertising:** This Site may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. To the extent that this Site may qualify as Attorney Advertising, PRIOR RESULTS DO NOT GUARANTEE A SIMILAR OUTCOME. All rights reserved. The content of the this Site is protected under international copyright conventions. Reproduction of the content of this Site without express written authorization is strictly prohibited.

